

## 相談支援事業 機能強化型体制加算の届出について

(令和7年11月作成)

機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費を含む。以下同じ。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に基づき、指定特定相談支援事業所が支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

機能強化型サービス利用支援費には、報酬告示等で定められた要件を満たす必要がありますので、厚生労働省発出の報酬告示、基準告示及び留意事項通知を確認し要件を満たしているか必ずご確認ください。

また、届出内容に変更や取消があった場合は、速やかに書類提出をお願いします。

提出先 : 石垣市役所 障がい福祉課 在宅福祉係  
(〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672番地)

報酬告示に規定する単位数（令和6年4月報酬改定時点）

機能強化型サービス利用支援費（I）	機能強化型サービス利用支援費（II）	機能強化型サービス利用支援費（III）	機能強化型サービス利用支援費（IV）
2,014単位	1,914単位	1,822単位	1,672単位
機能強化型継続サービス利用支援費（I）	機能強化型継続サービス利用支援費（II）	機能強化型継続サービス利用支援費（III）	機能強化型継続サービス利用支援費（IV）
1,761単位	1,661単位	1,558単位	1,408単位

（参考）

サービス利用支援費（I）1,572単位、継続サービス利用支援費（I）1,308単位

### 参考資料

区分	名称
報酬告示	<ul style="list-style-type: none"><li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）</li><li>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）</li></ul>
基準告示	<ul style="list-style-type: none"><li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第180号）</li><li>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第181号）</li></ul>

留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）</li> <li>・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）</li> </ul>
--------	---

### 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものである。

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること。
- ・協議会と連携や参画していること

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

### 算定要件

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV
① I	常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を終了している。	○			
① II	常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を終了している。		○		
① III	常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を終了している。			○	
① IV	専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。				○
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する	○	○	○	○
③	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している	○	○		
④	指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○	○
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○	○

⑦	協議会に参画し、協議会の構成機関の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑧	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑨	指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満である。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

#### 複数事業所が協働により体制を確保する場合

障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制を確保されていることにより、機能強化型サービス利用支援費（I）から（III）の算定要件を満たすこととするものである。

#### 算定要件（協働）

体制要件	<p>次の（a）から（c）までに掲げる要件をいずれも満たしていること。</p> <p>（a）協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</p> <p>（b）機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。</p> <p>（c）原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上協働して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</p>
事業所要件	<p>次の（a）又は（b）に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</p> <p>（a）一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規定において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。（令和9年3月31日までは、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。）</p> <p>（b）地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要なものへの対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。</p> <p>また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。</p>

人員配置要件 (各事業所)	当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。
------------------	--

### 算定要件の定義について

要件の説明		提出書類
① <b>相談支援従事者現任研修の受講確認</b>  【厚生労働省 Q&A】  ○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を終了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する  <b>兼務の取扱い</b>  【留意事項通知】  ○配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における障害児相談支援事業所・一般相談支援事業所・自立生活援助事業所と兼務しても差し支えないこととしている。  ○当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている。 (機能強化型(IV)を除く。)  【厚生労働省 Q&A】  ○常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、指定特定(障害児)相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。		・修了証の写し ・実務経験証明書 ・勤務形態一覧表
② <b>留意伝達会議について</b>  【留意事項通知】  ○「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議」は、下記の①から③までに掲げるいずれも満たす必要がある。(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)  ① 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項		

	<p>② 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>③ 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>【石垣市運用】</p> <p>留意伝達会議は週1回を基本とする</p> <p>会議の開催方法は対面の他にテレビ電話装置等を活用することは差し支えない。</p>	
③	<p><b>24時間の連絡体制について</b></p> <p>【石垣市運用】</p> <p>○24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際して担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談が可能な体制をとる状態で差し支えない。</p> <p>○営業時間外は輪番制による対応等によることも可能であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書 (輪番制の場合)</li> <li>・連絡体制の状況がわかる書類</li> </ul>
④	<p><b>現任研修修了者同行による研修</b></p> <p>【留意事項通知】</p> <p>○現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が新規に採用した相談支援専門員に対し、適切な指導を行うこと。</p> <p>○テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は研修対象に含めて差し支えない。</p> <p>○一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した相談支援専門員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行の際の記録</li> <li>・研修報告書</li> <li>・新採用者への研修計画</li> </ul>
⑤	<p><b>支援困難ケースの受入れ</b></p> <p>【留意事項】</p> <p>○自ら積極的に支援困難ケースを受入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</p> <p>【厚生労働省 Q&amp;A】</p> <p>○当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。</p> <p>○基幹相談支援センター以外に、協議会や委託相談支援事業所を想定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター等を通してケース介入したことが分かる書類。</li> <li>・基幹相談等と連携している事が分かる書類</li> </ul>
⑥	<p><b>事例検討会等の参加について</b></p> <p>【留意事項通知】</p> <p>○基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会の参加が分かる記録等</li> </ul>

	<p>【厚生労働省 Q&amp;A】</p> <p>○基幹相談支援センター以外に、協議会や委託相談支援事業所を想定している。</p> <p>【石垣市運用】</p> <p>○一体的に管理運営を行う事業所の場合、全ての事業所において事例検討会に参加すること。</p> <p>石垣市の場合、以下のいずれかに参加した場合とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 石垣市基幹相談支援センター主催</li> <li>(b) 石垣市自立支援協議会主催</li> <li>(c) 八重山圏域主催</li> </ul>	
⑦	<p><b>協議会への参画</b></p> <p>【厚生労働省 Q&amp;A】</p> <p>月に1回程度は実施することが望ましい。</p> <p>【石垣市運用】</p> <p>○協議会の構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関との連携の緊密化を図る為に必要な取組を実施していること。</p> <p>石垣市の場合、以下のいずれかに参画した場合とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 石垣市自立支援協議会 全体会</li> <li>(b) 石垣市自立支援協議会 相談支援部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会への参画が分かる書類</li> </ul> <p>(注)参画の内容が明記されたもの</p>
⑧	<p><b>基幹相談支援センターによる取組の参画</b></p> <p>【厚生労働省 Q&amp;A】</p> <p>○基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、満たしたこととできる。</p> <p>○基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。</p> <p>○具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3の(1)のイのイに規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言</li> <li>・地域の相談支援事業者的人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）</li> <li>・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）</li> <li>・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言</li> <li>・地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取り組みへの参画が分かる書類</li> <li>・事例検討会の参加が分かる記録等</li> </ul>

⑨	<p><b>取扱い件数</b></p> <p>【留意事項通知】</p> <p>○取扱件数については、指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。</p> <p>○取扱件数は、1 月の指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値（以下「計画相談支援対象者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前 6 月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</p> <p>○指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援援助対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</p> <p>※取扱件数＝計画相談支援の対象障がい者の数の前 6 月の平均値／相談支援専門員数の前 6 月の平均値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件が満たされていることが分かる取扱件数計算シート</li> </ul>
---	--	--